

第3章 計画段階配慮の内容

「3.1 計画段階配慮の内容」(p. 3-1～3-24)は、「(仮称)麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業 計画段階配慮書」(令和7年10月)に記載した内容である。

3.1 計画段階配慮の内容

3.1.1 事業計画の複数案について

「相模原市環境影響評価技術指針(解説付)」(平成27年7月、相模原市)によると、配慮書における事業計画の複数案の検討について、「対象事業に係る位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とする。」とされている。

本事業は、平成9年3月に麻溝台・新磯野地区全体で「整開保」において特定保留区域に位置づけられて以降、これまで市と市民との協働により土地区画整理事業の事業化に向け取り組んで来た。平成26年度に第一整備地区が市街化編入された以降も、北部地区全体での事業化に向けた検討が地権者組織において進められ、平成29年3月の第7回線引き見直しでも北部地区を含む麻溝台・新磯野地区は特定保留区域に設定されており、現在も事業化に向けた取り組みが進められている。また、令和7年度中に予定されている第8回線引き見直しにおける特定保留区域再設定に向けた事業賛同調査においても、一定の賛同が得られており、北部地区全体での事業化に向け、機運が高まっている。以上より、北部地区全体での事業化に向けた検討が進められていること、「整開保」において特定保留区域に設定されていることから、事業計画の「位置」、「規模」の複数案は設定できない。

次に、「配置・構造」に関する複数案に着目する。土地区画整理事業の「配置」に関する複数案として、住居や産業用途など、区画ごとに定められた土地利用の配置を複数として設定する案が考えられるが、本事業では、対象事業実施予定区域の区画の多くを産業用途が占める計画であり、「配置」の違いによる土地利用形態の違いは乏しい。また、「構造」については、本事業は土地区画整理事業であり、主に平面的な土地の基盤整備を行うものであることから、「構造」にも大きな差異は生じないと考えられる。

工事中の影響についても、本事業は主に平面的な土地の基盤整備を行うものであることから、造成の内容に大きな差異は生じないと考えられる。工事中の雨水排水は、沈砂池を設けて濁水の処理を行ったのち、既存の下水管に接続して放流することから、環境影響に差異は生じないと考えられる。また、本事業は上物の建築は対象としていないため、工事完了後の雨水排水の処理等の内容や方法に大きな差異はなく、環境影響に差は生じないものと考えられる。

以上より、本事業では適切な複数案を設定することが難しく、単一案での環境への配慮を検討することとし、具体的には、重大な環境影響があると考えられる評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価することとした。

今後、区画街路、下水道等の都市基盤に係る計画や、具体的な土地利用用途等の考え方については、環境影響の回避、低減が図られるような視点に配慮しつつ熟度を高めていく予定である。

配慮書作成時点での土地利用図(案)は、図 3.1-1 に示すとおりである。

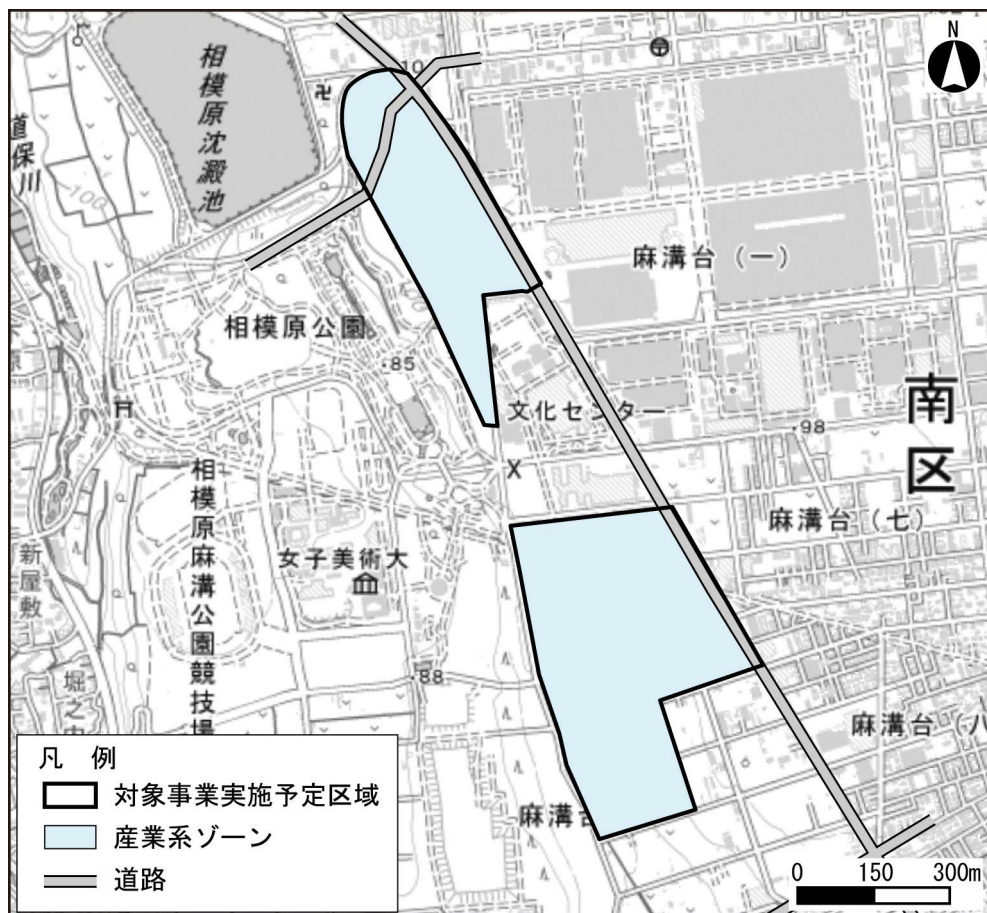


図 3.1-1 配慮書作成時点での土地用途図（案）

3.1.2 重大な環境影響の選定

重大な環境影響の選定は、「相模原市環境影響評価技術指針（解説付）」（平成 27 年 7 月、相模原市）に準拠し、配慮書段階の事業特性及び配慮書において把握した地域特性に基づき行った。

(1) 事業特性及び地域特性の把握

1) 配慮書段階の事業特性

配慮書段階の事業特性から、本事業が環境に及ぼす環境要因（環境影響要因）を表 3.1-1 に示すとおり整理した。

現在、対象事業実施予定区域は市街化調整区域となっているが、農地転用や耕作地の放棄が進行しており、土地区画整理の手法を用いて魅力ある良好な市街地環境の形成を図るべく土地の造成、区画街路の整備、雨水調整池等の基盤整備を行う計画である。

なお、本環境影響評価では土地区画整理事業として行う土地の基盤整備までを対象とし、上物として整備される施設及びその事業活動に係る環境影響要因は含めない。

表 3.1-1 配慮書段階において想定される環境影響要因

事業特性	環境影響要因	
	工事中	供用時 ^{注)1}
麻溝台・新磯野地区に残された市街化調整区域において、土地区画整理の手法を用いて魅力ある良好な市街地環境の形成を図るべく土地の造成、区画街路の整備、雨水調整池等の基盤整備を行う。	【建設機械の稼働】 ・工事の実施に伴う建設機械の稼働 【工事関連車両の走行】 ・周辺道路での走行 【土地の造成】 ・地形の改変 ・土地の形質の変更 ・雨水の排水	【土地又は工作物の存在】 ・敷地の存在 ・構造物の存在 ^{注)2} 【土地又は工作物の供用】 ・構造物の稼働 ^{注)2} ・関係車両の走行

注) 1: 土地区画整理事業の対象は土地利用の基盤整備までであり、上物事業の活動は含まない。上物事業が環境影響評価の対象となる場合は別途環境影響評価が行われる。

2: 供用時の構造物は、本事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

2) 配慮書において把握した地域特性

「第 2 章 対象事業実施予定区域及びその周囲の概況」において把握した地域特性から、「環境影響を受けやすい地域又は対象等の存在」、「環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象等の存在」、「既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域の存在」の視点に基づき、注目すべき事項を以下のとおり抽出した。

① 環境影響を受けやすい地域又は対象等の存在

- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域に、住居、教育施設、福祉施設、病院等が立地するほか、対象事業実施予定区域内に横浜水道道緑道及びさがみの仲よし小道が、西側には地域住民の憩いの場である神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園等の眺望地点やふれあい活動の場が存在する。
- ・対象事業実施予定区域及びその周辺に重要な地形・地質及び自然景観資源である「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が存在する。
- ・対象事業実施予定区域周辺の緑地で、平成 13 年からオオタカに関する調査が行われており、オオタカの営巣・繁殖が確認されている。

② 環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象等の存在

- ・対象事業実施予定区域内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在する。
- ・対象事業実施予定区域内の一部及び隣接する区域は、近郊緑地保全区域に指定されている。
- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域は、鳥獣保護区に指定されている。

③ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域の存在

- ・対象事業実施予定区域周辺の幹線道路沿道では、騒音の面的評価の結果、環境基準を上回る騒音値となっている住居等が存在する。

(2) 重大な環境影響の選定

配慮書段階の事業特性及び地域特性に基づき、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定を行った。選定結果は、表 3.1-2 に示すとおりである。

また、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定理由及び非選定理由は、表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-2 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目

評価項目	評価細目	工事中			供用時			
					土地又は工作物の存在		土地又は工作物の供用	
		建設機械の稼働	工事関連車両の走行	土地の造成 ^{注)1}	敷地の存在	構造物の存在 ^{注)2}	構造物の稼働 ^{注)2}	関係車両の走行
大気環境	大気質	○	○	○				
	騒音・超低周波音	○	○					
	振動	○	○					
	悪臭							
	風環境							
水環境	地表水							
	底質							
	地下水・湧水							
土壌環境	地形・地質			○				
	地盤							
	土壌							
植物				○	○	○		
動物				○	○	○		
生態系				○	○	○		
廃棄物及び発生土	廃棄物							
	発生土							
温室効果ガス								
日影及び光害	日照阻害							
	シャドーフリッカー							
	光害							
電波障害								
地域分断								
安全	危険物							
	交通混雑		○					
	交通安全		○					
景観					○	○		
ふれあい活動の場					○	○		
文化財								

注) 1: 土地の造成に伴う改変による裸地出現等、雨水の排出等。

2: 供用時の構造物としては本事業によって整備される区画街路、調整池などを想定している。

表 3.1-3(1) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
大気環境	大気質	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う排出ガスにより、対象事業実施予定区域周辺の大気質に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 - 工事関連車両の主要な走行ルート沿道の大気質に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 - 土地の造成により粉じんの発生が考えられる。
		供用時	×	大気汚染物質の発生要因はないことから選定しない。
	騒音・ 超低周波音	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う騒音により、対象事業実施予定区域周辺に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 - 工事関連車両の走行に伴う騒音により、主要な走行ルート沿道の環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	騒音・超低周波音の発生要因はないことから選定しない。
	振動	工事中	○	- 建設機械の稼働に伴う振動により、対象事業実施予定区域周辺に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。 - 工事関連車両の走行に伴う振動により、主要な走行ルート沿道の環境に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	振動の発生要因はないことから選定しない。
	悪臭	工事中	×	著しい悪臭を発生する工事は想定されないことから、重大な影響はないと考えられ選定しない。
		供用時	×	悪臭の発生要因はないことから選定しない。
	風環境	工事中	×	工事中に風環境に影響を及ぼす作業は行わないことから選定しない。
		供用時	×	風環境に影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
水環境	地表水	工事中	×	雨水の排水は、工事中は仮設沈砂池、工事完了後は雨水調整池により適切な処理を行った後、既設の雨水管に接続して公共下水道（雨水）に排出する予定であることから選定しない。
		供用時	×	
	底質	工事中	×	工事中及び工事完了後に底質汚染に重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	
	地下水・湧水	工事中	×	造成工事による大規模な切土工、掘削工等、地下水の流動阻害の要因となる行為は想定されないことから選定しない。
		供用時	×	地表面性状の変化による雨水の地下浸透量への影響が考えられるが、必要に応じて透水性舗装の採用、地下浸透樹の設置等の必要な措置を講じることにより、重大な環境影響を生じることはないことから選定しない。

表 3.1-3(2) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
土壌環境	地形・地質	工事中	○	- 対象事業実施予定区域に重要な地形が存在し、造成工事による影響が想定されるため選定する。 - 対象事業実施予定区域に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在し、斜面等の安定性への影響が想定されるため選定する。
		供用時	×	- 重要な地形に対する重大な影響を及ぼす要因はないと考えられることから選定しない。 - 造成工事は、斜面等の安定性を担保できるように実施することから、土地又は工作物の存在時に重大な環境影響は生じないと想定されるため選定しない。
	地盤	工事中	×	- 大規模盛土等の地盤の安定性に影響を及ぼす行為は計画していないことから、土地の安定性に重大な影響を及ぼすことはない想定されるため選定しない。 - 大量に地下水を揚水する計画はないことから、地盤沈下や地盤の変形を伴う重大な環境影響は生じないと想定されるため選定しない。
		供用時	×	地盤沈下、地盤の変形等の発生要因はないことから選定しない。
	土壌	工事中	×	対象事業の実施に先立ち、「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく対応を行う予定であり、土壌汚染が確認された場合は、必要な対応を講じた上で、対象事業に着手することになるため、工事中及び土地又は工作物の存在時に重大な環境影響は生じないと想定されるため選定しない。
		供用時	×	
植物		工事中	○	造成工事による植物の重要な種又は植物群落の生育環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
動物		工事中	○	建設機械の稼働による影響、造成工事による生息環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
生態系		工事中	○	建設機械の稼働による影響、造成工事による生育・生息環境の変化に伴う影響等が想定されるため選定する。
		供用時	○	敷地の存在及び構造物の存在による影響が考えられるため選定する。
廃棄物 及び 発生土	廃棄物	工事中	×	工事の実施に伴い発生する廃棄物は、適正に分別し、処理または再利用する計画であり、重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	廃棄物の発生要因はないことから選定しない。
	発生土	工事中	×	本事業の実施に際し、土地の造成計画では切土盛土のバランスに配慮し発生土量の最小化を図る計画であり、重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	発生土が生じる要因はないことから選定しない。

表 3.1-3(3) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	評価細目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
温室効果ガス		工事中	×	・大量に温室効果ガスを発生する工事やエネルギー消費の大きな特殊な工事は実施しない計画であり、重大な影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	・温室効果ガスの発生要因はないことから選定しない。
日影 及び 光害	日照阻害	工事中	×	・日照阻害の要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
	シャドー フリッカー	工事中	×	・シャドーフリッカーの要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
	光害	工事中	×	・原則夜間工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
電波障害		工事中	×	・電波障害の要因となる工事は行わないことから選定しない。
		供用時	×	・上物として整備される施設については本事業の対象外であるため選定しない。
地域分断		工事中	×	・土地の造成は部分的に区画街路を整備しつつ実施する計画であり、重大な地域分断の影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
		供用時	×	
安全	危険物	工事中	×	・工事中に危険物が取り扱われる場合には、関係法令に則り、適切に管理、運用し施工するとともに、地下埋設物の状況を十分把握してから着工するため選定しない。
		供用時	×	・本事業により危険物を取り扱う予定はないため選定しない。
	交通混雑	工事中	○	・工事関連車両の主要な走行ルート沿道の交通混雑に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	・重大な交通混雑の発生要因はないため選定しない。
	交通安全	工事中	○	・工事関連車両の主要な走行ルート沿道の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
		供用時	×	・重大な交通安全への影響は想定されないため選定しない。
景観		工事中	×	・本事業による景観への影響は造成完了時点が最大になることから工事中の影響は選定しない。
		供用時	○	・対象事業実施予定区域内に自然景観資源が存在し、対象事業実施予定区域に隣接して展望施設を有する神奈川県立相模原公園や相模原市立相模原麻溝公園等の眺望地点が位置することから選定する。

表 3.1-3(4) 重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目の選定・非選定理由

評価項目	工事中/ 供用時	選定/非選定	選定・非選定理由
ふれあい活動の場	工事中	×	・本事業によるふれあい活動の場への影響は造成完了時点が最大になることから工事中の影響は選定しない。
	供用時	○	・対象事業実施予定区域内に横浜水道道緑道及びさがみの仲よし小道が、隣接する場所に地域住民の憩いの場である神奈川県立相模原公園や相模原市立相模原麻溝公園等のふれあい活動の場が位置することから選定する。
文化財	工事中	×	・対象事業実施予定区域及びその周辺には特筆すべき史跡、名勝、天然記念物や文化遺産、埋蔵文化財包蔵地が存在しないことから選定しない。
	供用時	×	

注) ○は、重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目として選定したことを示し、×は、選定しなかったことを示す。

3.1.3 調査、予測及び評価の方法と結果

(1) 大気質、騒音、振動（工事中）

1) 調査

① 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の大気環境及び環境騒音、対象事業実施予定区域周辺の道路網、交通量及び交通騒音の状況を整理した。

② 調査結果

対象事業実施予定区域に最も近い相模台一般環境大気測定局における令和 5 年度の二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.023ppm、浮遊粒子状物質の 2%除外値は 0.031mg/m³ であり、環境基準を達成していた。

交通騒音については幹線道路を中心に面的評価が実施されており、調査対象となっている 4 路線の環境基準達成率は 86.7～98.6%であった。

なお、交通振動の調査結果は報告されていない。

2) 予測

① 予測方法

ア. 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う大気質、騒音、振動について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

イ. 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

ウ. 土地の造成

土地の造成に伴う大気質（粉じんの発生）について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 建設機械の稼働

建設機械の稼働に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・ 工事の平準化を図り、ピークとなる時期の排出ガス量や騒音、振動の発生を抑える。
- ・ できる限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型の機械又は施工方法を採用する。
- ・ 環境影響を受けやすい地域に建設機械が集中しない施工計画となるよう配慮する。
- ・ やむを得ず影響を受けやすい地域の近傍に建設機械を配置する場合には、防じん、防音の観点から必要な仮囲いやシートの敷設等を行う。
- ・ 過負荷運転を行わない。
- ・ 建設機械の適正な整備、点検を励行する。
- ・ 工事にあたっては、地元住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に施工に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、建設機械の稼働による大気質、騒音、振動への影響は低減

されるものと予測する。

イ. 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・工事関連車両の走行ルート選定にあたっては、環境影響を受けやすい地域や既に著しく悪化している地域をできるだけ回避するよう配慮する。
- ・工事の平準化を図り、ピークとなる時期の工事関連車両の走行台数を抑える。
- ・過積載の防止、急発進や急加速の防止等過負荷となる運転を行わない。
- ・排ガス規制に適合した車両を用いる。
- ・工事関連車両の適正な整備、点検を励行する。
- ・工事区域内にタイヤ洗浄ピットなどを設置し工事関連車両の走行による粉じんの発生を防ぐ。
- ・工事関連車両の走行にあたっては、地元の住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に走行計画に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、工事関連車両の走行による大気質、騒音、振動への影響は低減されるものと予測する。

ウ. 土地の造成

土地の造成に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・造成地の速やかな転圧又は緑化に努める。
- ・やむを得ず建設発生土などを一時的に場内に積み置きする場合は、養生シート等による被覆を行う。
- ・適宜散水の実施による土粒子の飛散防止を図る。

以上の配慮を行うことから、土地の造成による大気質（粉じん）への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、大気質、騒音、振動への重大な環境への影響の程度を整理した。

② 評価結果

大気質、騒音、振動に関する評価結果は、表 3.1-4 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、方法書以降の手続を行い、現地調査等を実施し、できる限り定量的な環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置を検討する。

表 3.1-4 大気質、騒音、振動に関する評価結果

評価項目	評価結果
大気質	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働による影響、工事関連車両の走行による影響及び土地の造成による粉じんの影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
騒音	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
振動	計画段階における配慮事項を実施することで、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

(2) 地形・地質（工事中）

1) 調査

① 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域及びその周辺の重要な地形・地質及び法指定危険区域並びに土砂災害警戒区域の状況を整理した。

② 調査結果

ア. 重要な地形・地質

対象事業実施予定区域の一部に、重要な地形・地質として、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在する。

イ. 法指定危険区域

対象事業実施予定区域内に、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定危険区域の指定地はない。

ウ. 土砂災害警戒区域

対象事業実施予定区域内の一部に、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在する。

2) 予測

① 予測方法

土地の造成による重要な地形・地質及び斜面等の安定性への影響の低減について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 土地の造成

対象事業実施予定区域の一部に、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在する。また、対象事業実施予定区域内の一部に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が存在する。

土地の造成に伴う重要な地形・地質及び斜面等の安定性に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が対象事業実施予定区域内に存在することから、現状の地形をできる限り改変しない計画となるよう検討する。
- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または斜面等の安定性に配慮した適切な造成計画の立案。

以上の配慮を行うことから、土地の造成に伴う重要な地形・地質及び斜面等の安定性への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、重要な地形・地質及び斜面等の安定性への重大な環境への影響の度を整理した。

② 評価結果

重要な地形・地質及び土地の安定性に関する評価結果は、表 3.1-5 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.1-5 重要な地形・地質及び土地の安定性に関する評価結果

評価項目	評価結果
地形・地質	計画段階における配慮事項を実施することで、重要な地形・地質及び土地の造成による斜面等の安定性への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的に定量的な予測・評価を実施する。

(3) 植物、動物、生態系（工事中、供用時）

1) 工事中

① 調査

ア. 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域及びその周辺の重要な植物や動物の生育、生息の状況を整理した。

イ. 調査結果

(7) 植物

配慮書段階の調査結果によれば、植物の重要な種は、88 科 354 種である。

調査区域における現存植生の状況は、図 3.1-2 に示すとおりである。

対象事業実施予定区域の周辺には、クヌギーコナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林、畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、造成地等が広がり、シラカシ屋敷林が点在している。また、鳩川及び道保川等の相模川水系の河川沿いには緑の多い住宅地が広がっており、道保川沿いではシラカシ群集やクヌギーコナラ群集、八瀬川沿いではコクサギーケヤキ群集等が分布している。

対象事業実施予定区域は、市街地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布している。また、北側の調査区域の一部には、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び緑の多い住宅地が分布している。加えて、南側の調査区域の一部には、果樹園及び造成地が分布している。

また、調査区域内には巨樹・巨木が 5 件指定されているが、対象事業実施予定区域内にはこれらの指定はない。

(4) 動物

配慮書段階の調査結果によれば、哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、魚類及び底生動物のうち重要な種の生息状況は、表 3.1-6 のとおりである。

表 3.1-6 調査区域に生息する可能性がある重要な種の状況

区分	目	科	種	種の例
哺乳類	5	10	13	ニホンリス、ハタネズミ、キツネ等
鳥類	17	42	131	カイツブリ、オオタカ、ヒバリ等
爬虫類	2	4	7	ニホントカゲ、ニホンマムシ等
両生類	2	4	9	アカハライモリ、シュレーゲルアオガエル等
昆虫類	13	101	262	チョウセンカマキリ、コガムシ等
魚類	8	16	45	カマツカ、ヒガシシマドジョウ、ナマズ等
底生動物	5	7	11	オオアメンボ、クロズマメゲンゴロウ等

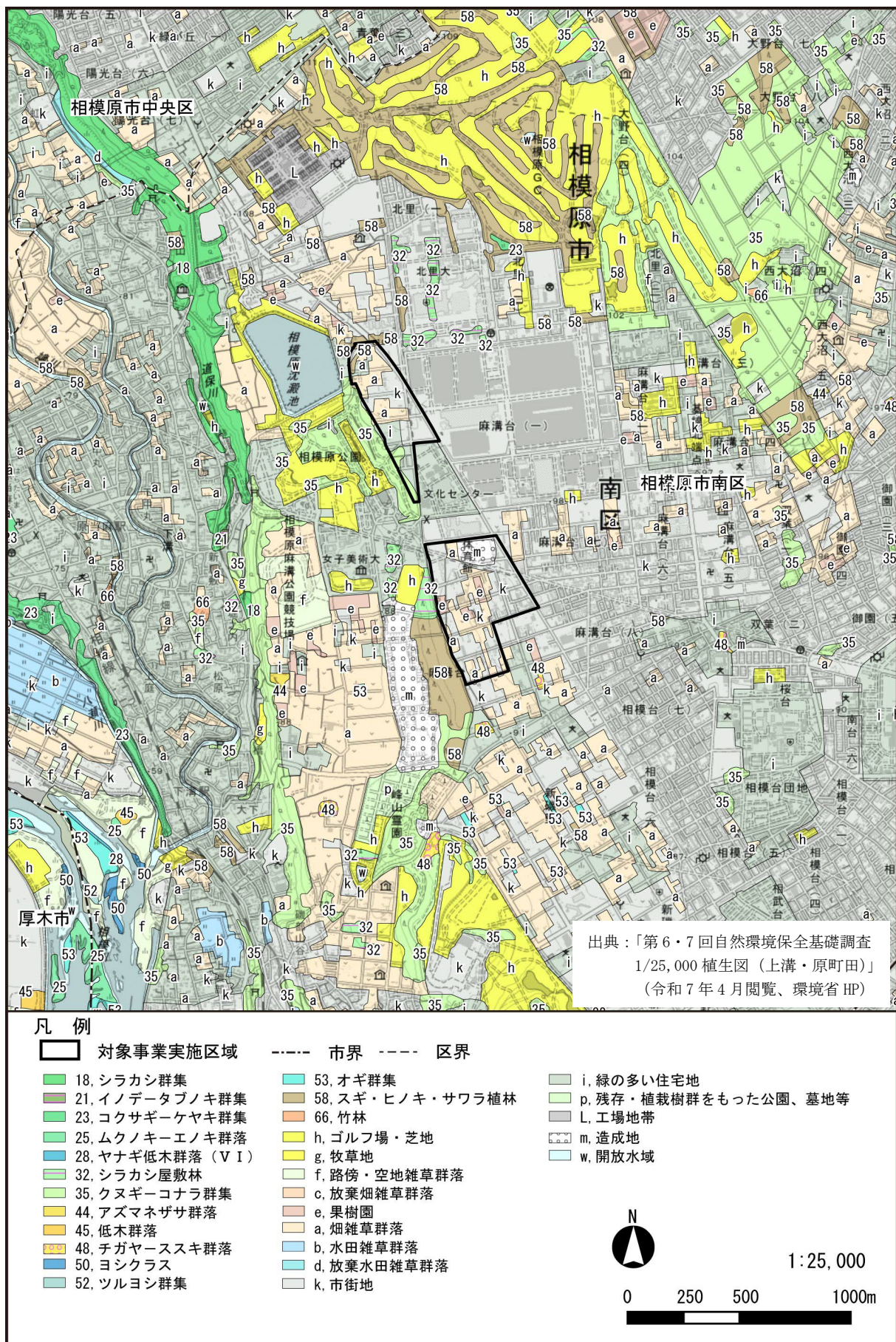


図 3.1-2 現存植生図

(ウ) 生態系

対象事業実施予定区域及びその周辺は、市街地が広がっているほか、モザイク状に畑雑草群落が分布している。

大野台・大沼地区や道保川、八瀬川の流域にまとまった平地林が残されており、道保川東側には下溝古山公園、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園や樹林地、農耕地が南北に広く存在し、都市生態系の貴重な拠点となっている。これらのまとまった樹林地では生態系の上位に位置するオオタカも確認されている。

一方で、都市化に伴う緑地の消失や分断化、防災機能の低下などの課題もみられている。また、アライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物の分布の拡大も地域の主な課題としてあげられている。

② 予測

ア. 予測方法

(7) 土地の造成

a. 造成工事による生育、生息環境の変化

造成工事による地形改変等による植物、動物の重要な種等への影響について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

b. 外来種の生育、生息域拡大による影響

工事の実施に伴い外来種の生育、生息域の拡大を抑えるために事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

イ. 予測結果

(7) 土地の造成

a. 造成工事による生育、生息環境の変化

造成工事による生育、生息環境の変化に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・対象事業実施予定区域内及びその周辺において、今後行う現地調査で重要な種や群落、または生育、生息に適した環境が確認された場合は、可能な限りその生育・生息地または当該環境の保全を図り、それが困難な場合は代償措置（移植等）を講じる。
- ・上記で確認された種のうち、移動能力が高い種については、生息状況を踏まえて自力で逃避できるような施工方法を採用する。
- ・対象事業実施予定区域内及び近隣で重要な動物の繁殖が確認された場合は、繁殖期を避けた施工計画、工事への馴化、遮蔽対策、営巣地監視等を行う。

以上の配慮を行うことから、造成工事による生育、生息環境の変化に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

b. 外来種の生育、生息域拡大による影響

外来種の生育、生息域拡大に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・外来種の生育場所の表土を場外搬出する場合は、その飛散を防ぐ対応をとり、生育域

拡大防止に努める。

- ・ 外来種の生育場所の表土は、外来種の種子等を含む可能性があるため、表層土壌としての利用を回避し、生育域拡大防止に努める。
- ・ 対象事業実施予定区域内及び近隣で外来種が確認された場合は、関係部署に情報提供し、適切な駆除を促す。

以上の配慮を行うことから、外来種の生育、生息域拡大に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

③ 評価

ア. 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、植物、動物、生態系への重大な環境への影響の度を整理した。

イ. 評価結果

植物、動物、生態系に関する評価結果は、表 3.1-7 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.1-7 植物、動物、生態系に関する評価結果

評価項目	評価結果
植物	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生育環境の変化及び外来種の生育による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
動物	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生息環境の変化及び外来種の生息による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価の実施を実施する。
生態系	計画段階における配慮事項を実施することで、造成工事による生育、生息環境の変化及び外来種の生育、生息による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

2) 供用時

① 調査

ア. 調査方法

調査の方法は、「(3) 植物、動物、生態系（工事中、供用時）」(p.3-15) に示すとおりである。

イ. 調査結果

調査の結果は、「(3) 植物、動物、生態系（工事中、供用時）」(p.3-15) に示すとおりである。

② 予測

ア. 予測方法

(7) 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在に伴う動物の移動経路への影響等について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

イ. 予測結果

(7) 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在に伴う植物、動物及び生態系に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・対象事業実施予定区域の一部及び隣接する区域が近郊緑地保全区域に指定されていることをふまえ、良好な自然環境を有する緑地の保全及び緑のネットワークの形成に配慮した計画となるよう検討する。
- ・対象事業実施予定区域に隣接する区域が鳥獣保護区に指定されていることを踏まえ、鳥獣の良好な生息地の確保等に配慮した計画となるよう検討する。

以上の配慮を行うことから、敷地の存在及び構造物の存在に伴う植物、動物及び生態系への影響は低減されるものと予測する。

③ 評価

ア. 評価方法

予測結果に基づき、事前に検討した環境配慮の内容を踏まえて、植物、動物、生態系への重大な環境への影響の程度を整理した。

イ. 評価結果

植物、動物、生態系に関する評価結果は、表 3.1-8 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.1-8 植物、動物、生態系に関する評価結果

評価項目	評価結果
植物	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
動物	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
生態系	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在及び構造物の存在による影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。

(4) 交通混雑、交通安全（工事中）

1) 調査

① 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の道路網及び交通量を整理した。

② 調査結果

対象事業実施予定区域の最寄りの主要幹線道路は、対象事業実施予定区域の北側に接している主要地方道相模原町田線及び東側に接している一般県道相武台相模原線である。令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査の対象となっている地点のうち、対象事業実施予定区域の北側に位置する主要地方道相模原町田線での平日 12 時間交通量は、最寄りの調査地点（相模原市南区麻溝台 1-2-5）で 12,355 台であった。なお、一般県道相武台相模原線については、調査区域内には調査地点はない。

2) 予測

① 予測方法

ア. 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 工事関連車両の走行

工事関連車両の走行に係る交通混雑及び交通安全に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・工事関連車両の走行ルートを選定にあたっては既に渋滞が発生している交差点等をできる限り回避する。
- ・工事の平準化を図り、ピークとなる時期の工事関連車両の走行台数を抑える。
- ・工事関連車両の生活道路や通学路への進入は極力回避する。
- ・マウントアップなどにより歩車道が分離されており、生活道路や通学路と工事関連車両の交差部には歩道橋や信号のある横断歩道があるルートを優先して選定する。
- ・工事区域への車両出入り口には、車両誘導員を配置する。
- ・工事関連車両の走行にあたっては、地元住民の方に事前に周知を図るとともに、相談窓口を設け、その内容を適切に走行計画に反映させる体制を構築する。

以上の配慮を行うことから、工事関連車両の走行による交通混雑、交通安全への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、交通混雑及び交通安全への重大な環境への影響の程度を整理した。

② 評価結果

交通混雑及び交通安全に関する評価結果は、表 3.1-9 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.1-9 交通混雑及び交通安全に関する評価結果

評価項目	評価結果
交通混雑	計画段階における配慮事項を実施することで、工事関連車両の走行による交通混雑及び交通安全への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
交通安全	

(5) 景観、ふれあい活動の場（供用時）

1) 調査

① 調査方法

既存資料調査により、対象事業実施予定区域周辺の景観資源、主要な眺望点及びふれあい活動の場を整理した。

② 調査結果

ア. 景観資源

対象事業実施予定区域周辺の特筆すべき自然景観資源は、「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」が存在している。

イ. 主要な眺望点

対象事業実施予定区域周辺の主要な眺望点としては、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園、道保川沿いを歩くコース及び JR 相模線沿線等が挙げられる。

ウ. ふれあい活動の場

対象事業実施予定区域周辺の主要なふれあい活動の場としては、神奈川県立相模原公園、相模原市立相模原麻溝公園等がある。

また、対象事業実施予定区域には横浜水道道緑道及びさがみの仲よし小道が存在する。

2) 予測

① 予測方法

敷地の存在及び構造物の存在による景観、ふれあい活動の場への影響の低減について、事前に配慮すべき実行可能な内容を整理し、その実施を前提に環境影響の程度を定性的に予測した。

② 予測結果

ア. 敷地の存在、構造物の存在

敷地の存在及び構造物の存在による景観、ふれあい活動の場に係る計画段階における配慮事項は次のとおりである。

- ・自然景観資源である「相模川（上野原、八王子）相模原段丘群、田名原段丘群、陽原段丘群」の一部が対象事業実施予定区域内に存在することから、現状の地形をできる限り改変しない計画となるよう検討する。
- ・対象事業実施予定区域の一部及び隣接する区域が近郊緑地保全区域に指定されていることをふまえ、良好な自然環境を有する緑地を保全し、近隣住民の健全な生活環境を確保できる計画となるよう検討する。
- ・「地域特性を生かした産業・みどり・文化・生活などが融合した新たな都市づくりの拠点」とすることを目的に、ポジティブな景観への影響を及ぼす事業計画となるよう検討する。
- ・神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園側からの眺望に配慮した土地利用計画を行う。

- ・緑化にあたっては神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園との調和に配慮した季節感の感じられる樹種や草木を選定する。
- ・神奈川県立相模原公園及び相模原市立相模原麻溝公園の有する自然的な価値を阻害しないように配慮した土地利用の検討に努める。
- ・横浜水道道緑道及びさがみの仲よし小道の存在に配慮した土地利用計画に努める。

以上の配慮を行うことから、敷地の存在による景観、ふれあい活動の場への影響は低減されるものと予測する。

3) 評価

① 評価方法

予測結果に基づき、景観、ふれあい活動の場への重大な環境への影響の度を整理した。

② 評価結果

景観及びふれあい活動の場に関する評価結果は、表 3.1-10 に示すとおりである。

今後、配慮書に対する意見等を踏まえ、現地調査等を実施し、環境影響の予測・評価とともに、必要に応じて環境保全措置の検討を行う。

表 3.1-10 景観、ふれあい活動の場に関する評価結果

評価項目	評価結果
景観	計画段階における配慮事項を実施することで、敷地の存在による景観及びふれあい活動の場への影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
ふれあい活動の場	

3.1.4 総合評価

評価結果の総括は、表 3.1-11 に示すとおりである。

いずれの項目についても、記載した計画段階での環境配慮事項を踏まえ、今後実施される方法書以降の手続を経て現地調査並びに計画熟度が高まった段階での環境影響の予測・評価を実施し、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討する。

表 3.1-11 総合評価

評価項目	総合評価
大気質 騒音 振動	いずれの項目も、計画段階における配慮事項を実施することで環境影響の低減が図られるものと評価する。なお、方法書以降の環境影響評価手続において事業計画熟度の高まりを反映し、できる限り具体的で定量的な予測・評価を実施する。
地形・地質	
植物 動物 生態系	
交通混雑 交通安全	
景観 ふれあい活動の場	

今後、周辺環境の状況を踏まえ、関係機関並びに関係者と協議を行い、一層環境に配慮した計画とすることにより、重大な環境影響の回避又は低減に努める。

3.2 市民等からの意見及び都市計画決定権者の見解

3.2.1 配慮書の縦覧等

本事業に係る配慮書は、令和7年10月27日に公告され、同日から令和7年11月25日までの30日間縦覧された。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象地域及び縦覧場所、並びにインターネット上での閲覧については、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 配慮書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和7年10月27日（月）～令和7年11月25日（火）
縦覧対象地域	・相模原市全域
縦覧場所	・相模原市 環境経済局 環境部 ゼロカーボン推進課 （相模原市中央区中央2丁目11番15号 市役所本館6階） ・相模原市 緑区役所 行政資料コーナー （相模原市緑区西橋本5丁目3番21号 緑区合同庁舎5階） ・相模原市 南区役所 行政資料コーナー （相模原市南区相模大野5丁目31番1号南区合同庁舎4階） ・相模原市 南区役所 麻溝まちづくりセンター （相模原市南区下溝594番地6） ・相模原市 南区役所 新磯まちづくりセンター （相模原市南区磯部916番地3） ・相模原市 南区役所 相模台まちづくりセンター （相模原市南区相模台1丁目13番5号） ・相模原市 南区役所 相武台まちづくりセンター （相模原市南区新磯野4丁目1番3号）
インターネット上での閲覧	
閲覧期間	令和7年10月27日（月）～令和7年11月25日（火）
閲覧場所	相模原市ホームページ
図書館での閲覧	
閲覧開始日	令和7年10月28日（火）
閲覧場所	・相模原市立図書館 （相模原市中央区鹿沼台2丁目13番1号）
	・相模原市立相模大野図書館 （相模原市南区相模大野4丁目4番1号）
	・相模原市立橋本図書館 （相模原市緑区橋本3丁目28番1号）

3.2.2 市民等からの意見及び都市計画決定権者の見解

配慮書に対して、市民等からの意見書は2通であった。

市民等からの意見の内容及び都市計画決定権者の見解は、表 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-2(1) 市民等からの意見の内容及び都市計画決定権者の見解

No.	意見（原文のまま引用）	都市計画決定権者の見解
1	評価項目全般 (1) 当地域の特徴としては、工事が第一整備事業と北部及び南部が隣接し、かつ工事期間が重複していることです。また、いずれの地域も相模原市が関与しており、かつ事業者も一括代行方式としてグッドマンジャパンが行うこととなっています。 従って、3事業による重複した環境影響の発生が予想されるにも係わらず、今回の配慮書では一切記載されていない。要は重複工事による環境影響が現実的であり、複合評価が必要。(第一整備は、計画より地中障害物発生のため3年遅れ、トータル7年も当初計画よりも遅延している。) (少なくとも交通混雑・交通安全。村富線は現在、朝、夕方渋滞問題が発生中)	大気質、騒音、振動、交通混雑、交通安全について、本事業と「(仮称)麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理事業」の工事期間が重複し、南部地区の工事影響が本事業に影響すると考えられる場合は、複合的な影響について検討を行います。 対象事業実施区域の周辺において、本事業と工事期間が重複する他事業の情報収集に努め、それらの詳細な情報が把握できた場合で、本事業に影響を及ぼすと考えられるときは、複合的な影響について検討します(「5.1 大気質」(p.5-1)、「5.2 騒音・超低周波音」(p.5-5)、「5.3 振動」(p.5-8)、「5.12 交通混雑」(p.5-34)、「5.13 交通安全」(p.5-36) 参照)。
2	振動 (1) p 3-10 振動： 現在大型の車両が通ると家が揺れると聞きます。出来るなら民家のないところの走行を考える必要である、と思われます。	工事用車両の走行にあたり、工事の平準化を図りピークとなる時期の工事用車両の走行台数を抑える、過積載の防止、急発進や急加速の防止等過負荷となる運転を行わない等の措置を行います。 また、「5.3 振動」(p.5-8)に示すとおり、工事用車両の走行ルートに沿道において、道路交通振動の予測を行い、環境保全措置の検討を行ったうえで、評価を行います。
3	土壌 (1) p 2-95 土壌の汚染： 開発地域は野焼きや車の解体、いろいろな不法投棄等行われてきた地域ですので、ダイオキシン類だけではなく他の汚染はないのでしょうか？	対象事業実施区域及びその周辺の地中障害物と土壌汚染の状況について「2.2.9 地中障害物及び土壌汚染の状況」(p.2-115)に整理しました。 土壌汚染の調査について、土地利用の状況及び土地の権利関係から、事業認可後(評価書手続きの完了後)でなければ現地調査を行うことは困難です。このため、方法書～評価書のアセス手続きにおいて、土壌汚染を対象とした調査・予測・評価は行えません。ただし、調査が実施可能となった段階で、土壌汚染対策法等に従って調査を行い、土壌汚染が確認された場合は、適切に対応を行います。結果は事後調査結果報告書(工事中)において、土壌汚染の処理の状況等について整理を行い、報告する予定です。

表 3.2-2(2) 市民等からの意見の内容及び都市計画決定権者の見解

No.	意見（原文のまま引用）	都市計画決定権者の見解
4	廃棄物、(土壌)、(発生土) (1) 評価項目の選定については、市民が心配している第一整で発生した地中障害物とその汚染物による環境影響ですので、これらの不安を払拭するために、土壌環境、廃棄物・発生土（PCB、重金属、特定有害物質）について配慮書に記載する必要がある。	対象事業実施区域及びその周辺の地中障害物と土壌汚染の状況について「2.2.9 地中障害物及び土壌汚染の状況」（p.2-115）に整理しました。 環境影響評価手続における現地調査等は、当該事業が行われる前に行うものです。一方で、対象事業実施区域の土地所有者は個人や企業であり、住宅や倉庫その他の建物や工作物が存在しています。対象事業実施区域は、環境影響評価書の提出後における事業認可までは組管理地にならないことから、建物の除却ができず、地中障害物を対象とした現地調査を行うことができません。このため、地中障害物は、調査、予測及び評価の対象としません。ただし、事後調査結果報告書において、実際の土地の造成や公共施設（調整池等）の工事で発出した地中障害物の量や処理の状況等について整理し、報告する予定です。 なお、環境影響評価手続とは別に、土地区画整理事業として宅地の整備にあたり、事前に地中障害物を対象とした地歴調査及び地権者へのヒアリング調査を実施し、地中障害物の有無について確認したうえで、現地調査が可能になった時点で試掘調査を行うことを検討しています。 発出した地中障害物については、関係法令に基づき適正に処理するとともに、再資源化に努めます。 土壌汚染や土壌汚染に起因する地下水汚染についても、地中障害物と同様に調査が実施可能となった段階で、土壌汚染対策法等に従って調査を行い、汚染が確認された場合は土地所有者と協議により、原因者の責任に基づき適切に対応します。
5	動物 (1) 鳥獣保護管理法の対象となっているタヌキ・アナグマが生息しているのに配慮書の環境には記述されていない。（生息し、捕獲されていることは市の水みどり推進課に報告事例が多数あります。）	ご指摘のとおり、調査範囲内でタヌキ及びアナグマの生息は文献にて確認されておりますが、配慮書では、学術上又は希少性の観点から選定基準に該当する種（重要な種）の生息状況を掲載しております。
6	交通安全 (1) p 3-6 交通安全に対する影響： この周辺の道路は朝夕は通勤通学が大変多いので特に配慮が必要であると思われます。	工事用車両の走行にあたり、工事の平準化を図りピークとなる時期の工事用車両の走行台数を抑える、工事区域への車両出入口には、車両誘導員を配置する等の配慮を行います。 また、「5.13 交通安全」（p.5-36）に示すとおり、工事用車両の走行ルートに沿道において、調査及び予測を行い、環境保全措置の検討を行ったうえで、評価を行います。
7	ふれあい活動の場 (1) p 3-19 ふれあい活動の場 さがみのなかよし小道は相模台、相武台住民の、相模原市立麻溝公園への散歩道になっているので開発の際も整備を必要とされる。	さがみの仲よし小道については、現在の機能を確保しつつ、地域住民の憩いの場としての整備を今後、相模原市の関係部局と検討を行ってまいります。

表 3.2-2(3) 市民等からの意見の内容及び都市計画決定権者の見解

No.	意見（原文のまま引用）	都市計画決定権者の見解
8	その他 (1) 事業の内容： ① 事業計画がアバウト過ぎ。すでに利用計画がオープンになっているにも係わらず、表示されていない。(DC、物流、半導体工場、住宅、アメニティ施設、道路、公園、緑道、調整池、上下水道、排水施設等) ② 工事予定・開始予定時期が地元説明会等でオープンになっているスケジュールと異なっている可能性有。 スケジュールがアバウト過ぎ。工事開始までの法令等の手続、工事開始後の手続等の周辺住民に対する情報が不足している。(騒音の開始時期やピーク時期が不明)	① 現時点の土地利用計画は、「1.6.4 都市計画対象事業の内容」(p.1-13、14)にお示ししております。事業計画については、現在検討を行っており、今後の手続きにおいても、事業計画の検討状況に応じて公表してまいります。 ② 現時点の工事スケジュールは「1.6.4 都市計画対象事業の内容」(p.1-16)にお示すとおりです。今後の手続きにおいても、事業計画の検討状況に応じて公表してまいります。 なお、工事に伴う騒音のピーク時期は、工事による影響を具体的に予測評価する環境影響評価準備書に記載する予定です。
9	(2) 事業計画の複数案： ① 計画の複数案については、文化センターを含めるか否かで規模、配置、構造が変わり、周辺環境への影響の変化が考えられるため、再検討が必要。 ② ある程度は工専、工業、準工の区分ができるのではないのでしょうか。特に既存住宅や村富線沿いについては準工となるため、区別が想定可能では。 ③ 工事については、全面一括、2ブロック化、3～4ブロック化などが考えられます。 ④ 地盤高については、全面同一レベル、下水道に対応した2又は3段階レベルにするなど、又は、現場の発生土量を過不足なく、バランスを取ったレベルにするなど、又は、外部から埋立土を搬入又は外部に搬出するなど整地レベルについて複数案を提示し、現地の環境負荷を出来る限り低減する構造、配置を提案することが必要。3段階レベルにするなど、又は現場の発生土量を過不足なく、バランスを取ったレベルにするなど、又は外部から埋立土を搬入、又は外部に搬出するなど整地レベルについて複数案を提示し、現地の環境負荷を出来る限り低減する構造、配置を提案することが必要。 ⑤ 掘起こしの深さについては、第一で問題となった地中障害物が発生したことを踏まえ、地下2m、4m又は地山又は障害物が確認できるまで、障害物が取り除かれるまでなど、複数の深さが想定されるため、これらを整理し2～3程度にまとめて、複数案を提示することが必要。 ⑥ 仕上りの土表傾斜についても、平面にする案に加えて、ある一定の勾配をつけるなど複数の構造を提案することも可能ではないのでしょうか。 ⑦ ブロック化とも関係しますが、既存道路を活用するか否かでも構造、配置が換わります。	① 文化センターは既存施設であり、本事業の対象事業実施区域には含まれません。 ② ②③④⑤⑥⑦複数案に関して、「相模原市環境影響評価技術指針」によると、配慮書における事業計画の複数案の検討について、「対象事業に係る位置・規模又は配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とする。」とされていますが、本事業では、適切な複数案の設定が難しく、その理由は「3.1.1 事業計画の複数案について」(p.3-1)に記載したとおりです。 工事計画について、ご提案いただいた内容を基にした複数案の設定も考えられますが、造成の内容が大きく変わるものではないため、環境影響に大きな差異は生じないと考えます。 なお、⑤の地中障害物に関する対応については、前掲表 3.2-2(2) (p.3-27) No.4の「都市計画決定権者の見解」のとおりです。

表 3.2-2(4) 市民等からの意見の内容及び都市計画決定権者の見解

No.	意見（原文のまま引用）	都市計画決定権者の見解
10	（３）配慮の内容： 環境影響が及ぶ想定範囲については、分かりにくいと記されているため、項目ごとに（特に磯部地区は交通か？）とその影響の程度を把握するための調査範囲が明示されていない。少なくとも影響想定範囲の周辺数十m～数kmを包含するエリアを調査範囲とすること。	調査地域は、本事業の事業特性及び地域特性を勘案し、本事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域としています。各評価項目の調査地域は、「第５章 評価項目に係る調査、予測及び評価の手法」（p.5-1～42）に示すとおりです。
11	（４）配慮の内容： 配慮書の時期が今の時点ではなく、事業者が作成中の事業計画ができた時点でも遅くはないと思います。	配慮書手続は、事業計画の立案の早期段階において、重大な環境影響の有無を明らかにし、柔軟な環境配慮を講じることを目的としており、本事業の配慮書手続は、趣旨に沿ったものと考えております。 現時点の事業計画については、「1.6.4 都市計画対象事業の内容」（p.1-13～18）に示すとおりです。今後の手続においても、事業計画の検討状況に応じて公表し、環境影響評価の内容にも反映します。
12	（５）配慮の内容： 今回の配慮書については、※小文字で記してある「今後、区画街路・・・土地利用用途等については、環境影響の回避、低減が図られるような視点に配慮しつつ熟度を高めていく予定です」と記載されていますが、これを小文字の注釈ではなく、本文に記載する方が、理解推進になると考えます。現実的な対応になると思います。	配慮書の概要及び縦覧のお知らせについてのご指摘と理解いたしました。 今後の手続において、計画熟度に応じた事業計画を示した上で、より具体的な事業計画に基づいて環境影響評価を行うよう努めます。

3.3 配慮書市長意見書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

本事業の配慮書に対する、相模原市環境影響評価条例第12条第1項に規定する環境の保全の見地からの配慮書市長意見書について、令和8年2月2日付で相模原市長より送付された。

配慮書市長意見及び都市計画決定権者の見解は、表 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-1(1) 配慮書市長意見及び都市計画決定権者の見解

項目	市長意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 総括的事項	(仮称) 麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、「新たな都市づくりの拠点」や「新たな産業創出の拠点」の形成を図ることを目的として、南区麻溝台における約 31.5 ヘクタールの土地において、土地区画整理事業により都市基盤整備を行う事業である。 本事業の計画段階事業者は地権者組織である麻溝台・新磯野北部地区土地区画整理準備委員会であるが、都市計画法に基づき都市計画に定められることが予定されている事業であるため、相模原市環境影響評価条例（以下「条例」という。）における「都市計画に定められる対象事業に係る特例」により、条例の規定による計画段階配慮手続は都市計画決定権者である相模原市が行っている。 本事業の対象事業実施予定区域は主に段丘地形であり、その一部及び隣接する区域は首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域に指定されている。また、周辺には住居、教育施設、福祉施設及び病院等が立地している。 本事業の計画段階配慮書における調査、予測及び評価は、「相模原市環境影響評価技術指針」に従って行われ、概ね妥当であると認められる。 なお、計画段階配慮書において選定されている本事業の実施に伴い重大な環境影響を及ぼすおそれがある項目に加え、工事中に発生・発出する廃棄物や土地利用が大幅に変更になることによる地下水等への影響などへの配慮が必要である。 以上のことを踏まえ、事業計画の策定及び今後の環境影響評価手続に当たっては、次の事項及び「2 個別事項」の内容について十分に配慮すること。	本方法書では、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえたうえで、本事業の実施に伴い重大な環境影響をおよぼすおそれがある項目を評価項目として選定し、調査、予測及び評価の方法を記載しました。また、廃棄物や地下水等への影響等に関するご意見を踏まえて、作成を行いました。

表 3.3-1 (2) 配慮書市長意見及び都市計画決定権者の見解

項目	市長意見の内容	都市計画決定権者の見解
1 総括的事項		
(1)	「都市計画に定められる対象事業に係る特例」の趣旨に鑑み、環境影響評価等の手続の中で得られた情報を都市計画の内容の検討に生かすこと。	「都市計画に定められている対象事業に係る特例」の趣旨を踏まえ、環境影響評価等の手続きの中で得られた情報を都市計画の内容の検討に生かすように努めます。
(2)	今後の環境影響評価手続においては、住宅、公園及び緑地等の配置が分かる土地利用図を図書に記載するなど、計画熟度に応じた事業計画を示し、より具体的な事業計画に基づいて環境影響評価を行うこと。	土地利用等を検討した方法書作成時点の事業計画を「1.6.4 都市計画対象事業の内容」(p. 1-13～18) に示します。今後の手続きにおいても、計画熟度に応じた事業計画を示した上で、より具体的な事業計画に基づいて環境影響評価を行うよう努めます。
(3)	対象事業実施予定区域及びその周辺の概況については、地域に特化した文献を参照するなど、詳細に情報収集を行い、地域特性を明らかにすること。	地形・地質、地下水及び湧水の状況について、「相模原市史 自然編」、「維持管理の状況に関する情報（一般廃棄物最終処分場）」及び「相模原市自然環境観察員制度年次報告書」を参照し、「2.1.2 地象の状況」(p. 2-8、9) 及び「2.1.3 水象の状況」(p. 2-11～16) に整理しました。 植物、動物の地域特性については、「相模原市史 自然編」及び「相模原市自然環境観察員制度年次報告書」を参照して把握しており、さらに現地調査においてより明らかになるものと考えております。なお、植物及び動物については、地域の有識者にヒアリングを行い、地域の状況等に関する助言をいただいたうえで、方法書の作成を行いました（「5.7 植物」(p. 5-21)、「5.8 動物」(p. 5-28、29) 参照）。

表 3.3-1 (3) 配慮書市長意見及び都市計画決定権者の見解

項目	市長意見の内容	都市計画決定権者の見解
2 個別事項		
(1) 全項目共通	5 年間にわたる工事期間において、対象事業実施予定区域周辺では他の大規模事業が行われることが想定されるため、これらの事業の状況の把握に努め、可能な限り、複合的な影響を捉えて環境影響評価を行うこと。	大気質、騒音、振動、交通混雑、交通安全について、本事業と「(仮称) 麻溝台・新磯野南部地区土地区画整理事業」の工事期間が重複し、南部地区の工事影響が本事業に影響すると考えられる場合は、複合的な影響について検討を行います。 対象事業実施区域の周辺において、本事業と工事期間が重複する他事業の情報収集に努め、それらの詳細な情報が把握できた場合で、本事業に影響を及ぼすと考えられるときは、複合的な影響について検討します(「5.1 大気質」(p. 5-1)、「5.2 騒音・超低周波音」(p. 5-5)、「5.3 振動」(p. 5-8)、「5.12 交通混雑」(p. 5-34)、「5.13 交通安全」(p. 5-36) 参照)。
(2) 地表水	工事中及び工事完了後の雨水排水は、仮設沈砂池や調整池を設置し、河川に放流する計画としているが、昨今の局地的な大雨を考慮した規模の設備を設置するなど、地表水に及ぼす影響を低減するための措置を検討すること。	工事中の仮設沈砂池及び工事完了後の調整池の設計にあたっては、近年の局地的な大雨を踏まえ、相模原市の関係部局の指導により、設計を行います。
(3) 地下水・湧水	本事業の実施により、土地利用が大幅に変更され、地下浸透する雨水の量が変化することが想定されるため、地下水及び湧水に及ぼす影響について配慮すること。	ご意見を踏まえて、地下水・湧水の評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行います(「5.5 地下水・湧水」(p. 5-13) 参照)。 なお、本事業は土地の基盤整備を行う土地区画整理事業であり、本事業では道路等を除いてアスファルトやコンクリート等による舗装は行わない予定です。また対象事業実施区域内で発生する雨水処理については、地下浸透を推進するため、浸透施設等の設置を検討します。
(4) 廃棄物	工事の実施に伴い、多量の廃棄物が発生・発出する可能性があるため、この影響 について明らかにすること。また、発生・発出する廃棄物については、適正に処理 を行うとともに、再資源化に努めること。	工事の実施に伴い発生する廃棄物については、その発生量を予測し、環境保全措置を検討したうえで、評価を行います。廃棄物の処理にあたっては、適正処理を行うとともに、再資源化に努めます(「5.10 廃棄物」(p. 5-32) 参照)。 なお、地中障害物に関する対応については、以下のとおりです。 【地中障害物について】 環境影響評価手続における現地調査等は、当該事業が行われる前に行うものです。一方で、対象事業実施区域の土地所有者は個人や企業であり、住宅や倉庫その他の建物や工作物が存在しています。対象事業実施区域は、環境影響評価書の提出後における事業認可までは組合管理地にならないことから、建物の除却ができず、地中障害物を対象とした現地調査を行うことができません。このため、地中障害物は、調査、予測及び評価の対象としません。ただし、事後調査結果報告書において、実際の土地の造成や公共施設(調整池等)の工事で発出した地中障害物の量や処理の状況等について整理し、報告する予定です。 なお、環境影響評価手続とは別に、土地区画整理事業として宅地の整備にあたり、事前に地中障害物を対象とした地歴調査及び地権者へのヒアリング調査を実施し、地中障害物の有無について確認したうえで、現地調査が可能になった時点で試掘調査を行うことを検討しています。 発出した地中障害物については、関係法令に基づき適正に処理するとともに、再資源化に努めます。